

気象警報発令時の登下校について

【気象警報が発令されている時】

「島本町」に「暴風警報」「大雨警報（土砂災害・浸水害）」「洪水警報」
が発令されている時

①	午前7時の時点で 警報発令の時	自宅待機（この時点で給食は中止） 〈緊急メールで配信〉
②	午前9時までに 警報が解除された時	解除となった時点で、地区ごとに集団登校 <u>この場合は集合時刻をPTA地区補導委員さんを通して連絡</u> 目安として解除から約1時間後に授業開始予定 〈登校時刻を緊急メールで配信〉 (ただし、通学路の安全が確認されない時は、この限りではない) (授業は4時間目までで終了、給食なし)
③	午前9時に警報が 解除されていない時	臨時休校 〈緊急メールで配信〉
④	登校した後に 警報が発令された時	その時点で地区担当教員とPTA地区補導委員さん引率のもと、 地区ごとに集団下校 〈緊急メールで配信〉

②の場合は集合時刻をPTA地区補導委員さんを通して連絡します。

④の場合はPTA地区補導委員さんに連絡後、集団下校となりますが、4月に各家庭から提出された別紙の通り対応します。

*気象情報については、可能な限り各ご家庭で把握をお願いします。

⑤	「島本町」に 上記以外の警報が 発令されている時	原則として、授業は通常通りあります(給食も通常通り)。ただし、 状況によっては、PTA地区補導委員さんを通して連絡します。 また、町当局からの指示(緊急防災無線放送、広報車)があれば、 それに従ってください。 *雷が鳴っているなど下校中に危険が予測される場合は、学校で待機 することがあります。
---	--------------------------------	--

※この他、地震などの不測の事態が起こった時にも、それぞれの地区の通学路の状態や地区の様子などを踏まえて、登下校について学校から緊急メールを通じて各地区に連絡します。

【 学 童 】

◎暴風警報・大雨警報・洪水警報が発令された時

- ①授業がある日は午前 9 時、授業がない日は午前 8 時 30 分までに警報が解除されなければ一時休室。その後、正午までに解除されなければ終日休室となります。
- ②授業中に警報が発令されて学校が臨時休校になった時は終日休室となり、学校からの集団下校となります。
- ③登室後に警報が発令された時は、その時点で終日休室となり、保護者にお迎えをお願いします。

※暴風警報・大雨警報・洪水警報以外の警報が発令された時や自然災害などが発生した時は、休室が妥当であると教育総務課長が判断した場合に限り休室します。その場合は、学童保育室から保護者に連絡します。

特別警報発令時の対応について

特別警報発令 (大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震)		
登校前 登園前	臨時休業	午前 7 時に発令又は発令中の場合 (※1)
		午前 7 時に避難指示が発令中の場合
登校後 登園後	校内待機	発令中の場合、もしくは解除されたが、避難指示が継続している場合 (教育委員会より指示)
	下校	解除され、かつ避難指示も解除された場合 (教育委員会より指示)

※1 午前 9 時までに解除された場合も休業とする。

「島本町」に震度 5 弱以上の地震が発生した場合の対応について

臨時休業	<p>【登下校中に発生した場合】 安全な場所に素早く身を寄せ、揺れが収まったら、学校か自宅のどちらか近い方に避難する</p> <p>【登校後に発生した場合】 安全を確保し、引き渡しにより下校</p>
------	---

*災害対応時の保護者の皆様への伝達については、学校ホームページへの掲載、各学校からのメール配信により行います。